

料金表

通則

(料金表の適用)

1. インターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

(料金等の変更)

2. 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合は、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加算)

3. 約款の規定により、料金表の定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免について)

4. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社インターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 利用料等

1. 利用料

1-1. 適用

利用料の適用については本サービス契約約款第25条(利用料等の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

利用料の適用	
(1) 利用の休止に係る料金額の適用	当社は、契約者から契約約款第13条(インターネット接続サービスの利用の休止)の規定に基づき、インターネット接続サービスの利用の休止を行った場合は、1-2(料金額)の規定の額にかかわらず、1-3(利用休止に係る料金額)の規定の額を適用致します。ただし、契約者グループを設定した場合の契約者を除きます。

1-2. インターネット接続サービス料金額(1の契約者回線ごとに)

RCC 施設		
	サービス名	インターネット接続サービス
基本料	30M サービス	月額4,490円(税込)
	10M サービス	月額4,190円(税込)
	1M サービス	月額2,990円(税込)
初期費用	登録料	10,500円(税込)
	工事費(引込)	21,000円(税込)
	工事費(宅内)	10,500円(税込)
撤去費用		10,500円(税込)

モデムレンタル費込み

1-3. 利用の休止に係る料金額

サービスの種類	単位	料金額(月額)
インターネット接続サービス	1の契約回線ごとに	1,575円(税込)

1 - 4 . 利用の休止に係る料金額

当社が提供している本サービス（契約者グループを設定し提供するものを除きます）以外のサービス（ケーブルテレビサービスに限ります。）のうち、いずれか1つに加入契約している者は、本サービス1の契約回線の利用額を300円減額する。ただし、利用の休止の場合は、適用しません。

2 . 利用料

2 - 1 . 適用

付加機能使用料金の適用については、契約約款第25条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。この場合において、契約約款同条により支払を要する料金額は、2 - 2 .（付加機能使用料金額）の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 - 2 . 付加機能使用料金額

種 別	単 位		料金額（月額）
電子メール機能	1の契約者 回線ごとに	4メールアドレスまで	無 料
		5メールアドレス以上	1アドレス毎に 200円（税込）
ウイルスチェック機能	全メールアドレス対象		1アドレス毎に 50円（税込）
ホームページ機能	1メールアドレス毎100MB		無料
電子メール機能 ホームページ機能 容量増設	電子メール機能1アカウント単位 ホームページ機能1アカウント単位 （送信時最大容量10M）		100MB 毎 + 100円
インターネットネットワーク 固定IPアドレス機能	固定IP1アドレス		3,150円（税込）
	固定IP8アドレス		15,750円（税込）

3 . 解除料

3 - 1 . 適用

解除料の適用については契約約款第7条（最低利用期間）に定めるところによります。この場合において、契約約款同条により支払いを要する料金額は、3 - 2 .（解除料の額）の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 - 2 . 解除料の額

品 目	解除料の額
解除料	最低利用期間内に契約の解除があった場合の、残余の期間に対応する利用料に相当する額

第2表 手続きに関する料金等

1 . 適用

手続きに関する料金等の適用については本サービス契約約款第27条（手続きに関する料金等の支払義務）によります。

2 . 料金額

2 - 1 . パスワードの変更等手数料

区 分	単 位	料金額
パスワード変更等手数料	1の手続ごとに	別に算定する実費相当額

2 - 2 . 地位の継承処理に伴う手数料

区 分	単 位	料金額
地位の継承処理手数料	1 の手續ごとに	別に算定する実費相当額

2 - 3 . サービス品目変更手数料

区 分	単 位	料金額
サービス品目変更手数料	1 の手續ごとに	別に算定する実費相当額

第3表 工事に関する料金等

1 . 適用

工事に関する費用の適用については本サービス契約約款第 2 8 条（工事に関する費用の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行う 1 の工事ごとに算定致します。

2 . 料金額

2 - 1 . 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の利用開始に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2 - 2 . 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
契約の解除に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の解除に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2 - 3 . サービス品目変更に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
サービス品目変更に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2 - 4 . 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

区 分	単 位	料金額
その他工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

第4表 損害金

1 . 適用

損害金の適用については本サービス契約約款第 8 条（契約者回線の終端）第 3 項に定めるところによります。

2 . 損害金の額

区 分	単 位	料金額
端末接続装置	1 台ごとに	30,000円

付則

- (1) 当社は、特に必要がある時は、この約款に特約を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、ホテル・旅館、業務用等については別に定めます。
- (3) この約款は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行します。